THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 会報

2015.6 VOL.**13**



目 次 (2015.6 VOL.13)

Ι		巻頭挨拶 改正省令の施行に当たって 日本商品先物取引協会 荒井史男会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	1 2 3	不招請勧誘規制の見直しに伴う諸規則の改正 . 不招請勧誘規制の見直しの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ш		平成26年度(平成27年3月期) 国内商品市場取引を行う会員31社の業務状況・・・・・・・・1	1 0
IV		東京商品取引所の取組み(下)~東京ゴールドスポット100の上場株式会社東京商品取引所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 2 3 4 5 6 7	統計資料等 . 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8 2 0 2 2 2 3 2 3 2 4
*	4Π	らせ	2 5

I. 卷頭挨拶

改正省令の施行に当たって

日本商品先物取引協会 あらい ふみ ぉ 会 長 荒井史男

ご高承のとおり、本年6月1日、不招請勧誘規制の緩和を内容とする「商品先物取引法施行規則」(以下「省令」という。)及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(以下「監督指針」という。)の改正が施行されました。

今般の改正は、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」範囲において、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から、不招請勧誘の禁止の例外が拡大されたものです。

この省令及び監督指針の改正案が昨年4月に公表され、パブリックコメントの募集が行われて 以来、新聞等で度々報道されるなど不招請勧誘規制の緩和の是非が世間の耳目を集め、1月23日 に公布された後も各地の弁護士会、消費者団体等から反対する旨の意見が出されました。

これらの意見は、多分に商品先物取引業界に対して古いイメージを抱いているところから出ているものと考えられ、不招請勧誘規制の緩和によって再びトラブルが増加するとの懸念が述べられています。しかしながら、現在の当業界の実態をみれば、累次の法律改正、主務省の指導に加えて、本会の自主規制と会員の皆さまのご努力によって、各社のコンプライアンス体制は格段に充実しており、その結果としてトラブルは大幅に減少し、低水準で推移しています。

本会といたしましては、今般の不招請勧誘規制が緩和された後も、引き続きトラブルを発生させることのないよう、顧客への説明、適合性原則の遵守等の面できめ細かな実践を積み重ねることが極めて重要な課題であると考え、省令や監督指針で求められている顧客の理解を確認するための理解確認書面(統一フォーマット)や顧客に提出を求める各種書面の参考様式(ひな形)を作成するとともに、不招請勧誘の禁止の例外を遵守するための留意事項を新たに示すなど、適正な商品先物取引業務を確保するための自主規制措置を講じたところです。

また、これに併せまして、紛争仲介の標準手続き期間を6か月から4か月に短縮すること、悪質な違反等行為を行った外務員に対する処分である不都合行為者制度を見直すことなどの包括的な委託者保護策を整備いたしました。

会員各位におかれましては、改正省令及び監督指針の施行後もトラブルが一段と低い水準となるよう、より実効的な方策を講じ、委託者等の保護に万全を期していただくことを切にお願いいたしますとともに、当業界が健全に発展するために、今後とも日商協の事業運営に対しまして皆さまからのご協力・ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

Ⅲ. 不招請勧誘規制の見直しに伴う諸規則の改正

1. 不招請勧誘規制の見直しの経緯

商品先物取引の不招請勧誘規制は、平成23年1月1日の商品先物取引法(以下「商先法」という。)の完全施行により始まりました。この規制の内容の見直しは、平成25年6月14日に閣議決定された 規制改革実施計画において、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことに基づくものです。

これを受け、主務省は「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」範囲において、その対象を見直すこととし、商品先物取引業者の許可申請や届出に係る書面等の変更やバイナリーオプションに係る規制の導入¹とともに、平成26年4月5日から5月7日までの間、商品先物取引法施行規則(以下「省令」という。)及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(以下「監督指針」という。)の改正案に関する意見公募を行いました。

不招請勧誘規制の見直しについては、この公募に寄せられた意見や内閣府の消費者委員会等の 反対意見等を踏まえて慎重に検討を行い、本年1月23日に意見公募の結果とともに改正省令(同 日公布)及び監督指針を公表し、6月1日に施行いたしました。

不招請勧誘規制の対象から除外されるものとして、改正省令第 102 条の 2 に定められた勧誘は次のとおりとなりますが、実際に除外されるには省令で様々な条件が付されています。

- ① ハイリスク取引の経験者(自社との契約者)に対する勧誘(同条第1号)
- ② ハイリスク取引の経験者(他社との契約者)に対する勧誘(同条第2号)
- ③ 一定の要件を満たすハイリスク取引の未経験者に対する勧誘(同条第3号)

また、本会においては、改正された監督指針で自主規制ルールによって他社契約者及び未経験者に提出を求める各種書面を策定すること(以下 2.参照)が求められたほか、包括的な委託者保護策として再勧誘を防止するシステム等の導入義務化(同 2.参照)、悪質な外務員の排除(同 3.参照)、紛争仲介の標準処理期間の短縮(同 4.参照)等の対応が求められました。

本会では、これらの要請に応えるために第133回理事会(5月27日開催)で審議、承認を得て 以下の規則等を改正し、省令の施行日と同日の6月1日²に施行いたしました。

以下、この改正の概要をご説明いたします。

¹ 不招請勧誘規制の見直しを除いた商品先物取引業者の許可申請や届出に係る書面等の変更及びバイナリーオプションの規制 に係る改正省令については、平成 26 年 6 月 23 日に意見公募の結果及び監督指針とともに公表され、同年 7 月 1 日に施行されました。(詳細は会報 2014 年 8 月 Vol. 10 7 計参照)

² 紛争処理規程及び紛争処理規程に関する細則の改正については、改正省令(平成27年6月1日施行)の内容と直接的な関係性がないために、第131回理事会(3月18日開催)の承認を得て改正省令施行日前である4月24日に施行しました。(詳細は8章参照)

<改正した規則等>

① 商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項

→ 2.参照

- ② 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則
- ③ 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する規則(新設)
- ④ 会員等の役員使用人に関する規則
- ⑤ 外務員登録等資格委員会規則
- ⑥ 会員等の外務員の登録等に関する規則
- ⑦ 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則
- 8 <u>『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』</u> 第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領
- 9 外務員資格試験等規則
- ⑩ 紛争処理規程
- ⑪ 紛争処理規程に関する細則

. . . 4. 877

→3.参照

2. 商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項の改正

(1) 改正の経緯

主務省の監督指針及び「商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号及び第 3 号に基づく勧 <u>誘行為に関するQ&A</u>」(以下「主務省Q&A」という。)において、商先業者が不招請勧誘禁止の例 外に係る規制を遵守するための詳細な内容が定められているため、必要に応じて自主規制にお いて補足するとの観点から、「商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項」 (以下「留意事項」という。)を改正し、6 月 1 日から施行しました。

(2) 改正の概要 (不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項について)

省令第102条の2第2号及び第3号に基づく不招請勧誘(以下「当該不招請勧誘」という。) が適正に行われることを確保する観点から、これを行う際に遵守すべき事項を「Ⅲ. 不招請勧 誘禁止の例外の遵守に関する事項」として定めました。

① 顧客に提出を求める各種書面

- ・勧誘に先立つ条件説明を受けたことを顧客が証する書面(第2号・第3号共通)
- ・他社契約者であることの申告書面(第2号)
- · 年収·金融資産申告書(第3号)
- ·理解度確認書面(第3号)
- ⑦ 監督指針において、本会の策定する自主規制ルールに適合した内容とするよう定められたことから、当該書面の記載事項等を定め、それを踏まえたものとしました。
- ① 書面の作成過程の適切性を担保する観点から、当該書面の差し入れに係る経緯を詳細に 記録する等の措置を講じました。
- ⑤ 監督指針において、理解度確認に使用する書面や実施方法は本会の策定する自主規制ルールに適合したものとするよう定められたことから、当該書面において確認すべき内容や確認の際に措置すべき事項等を定め、それを踏まえたものにしました。

② 勧誘の手続き等(第2号・第3号)

- ⑦ 勧誘の過程において勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止 し、当該不招請勧誘を禁止する旨社内に徹底するとともに、当該顧客の電話番号を電話発 信規制装置等に登録するなどの具体的な対応を社内規則に定めることにしました。
- ① 当該不招請勧誘を行った場合には、その日時や外務員の氏名、訪問又は電話の別、顧客 の勧誘条件の充足状況や発言内容を記録し、1年間保存することにしました。
- ⑦ 当該不招請勧誘を行った顧客から勧誘の要請があった場合には、⑦の記録と照合して過去の勧誘状況を確認し、過去14日間以内に当該不招請勧誘をしていた場合や記録がない場合には当該要請を勧誘の要請として取り扱いません。

③ 他社契約者の取引経験(第2号)

他社契約者である顧客のうち、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品 CFD 取引 や店頭 FX 取引の契約を締結している者について、単純に契約の締結のみに着目せず、取引経 験者として取り扱い得る取引経験等の要件を社内規則に定めることにしました。

④ アラート機能等(第3号)

- ⑦ 年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額を上限として投資上限額を設定し、顧客に 通知します。
- ① 商品取引所の定める受託契約準則に基づき計算される「投資可能額」が最初に投資上限額の20%以下になった時に、アラートとして顧客に通知します。

⑤ その他

省令第102条の2第2号又は第3号に違反したことが判明したときは、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に基づく届出書を本会に提出することにしました。

(3) その他の改正

① 再勧誘禁止の遵守に関する事項

主務省より自主規制で措置すべき事項として示された「再勧誘を防止するシステム等の導入義務」への対応として、顧客の勧誘拒否の意思表示があった場合には当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録するなどの措置を講ずる旨を社内規則に定めることにしました。

② 勧誘要請の取扱い

監督指針の $\Pi-4-3-1$ (5)②において、「顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第 214 条第 9 号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。」として、不招請勧誘禁止の潜脱行為に係る追加記載がなされたことを踏まえ、顧客が勧誘を要請したと認め得る反応についてより慎重に取り扱うべき旨を社内規則に定めることにしました。

3. 不都合行為者制度の見直し

(1) 見直しの経緯

これまでの不都合行為者制度は、「登録の取消し」を行った場合には5年間の「不都合行為者」として決定され、その決定を受けた日から5年間について該当者の採用及び外務員としての就業が禁止されることとなっています。そのため、登録が取り消されても登録拒否期間である5年間を経過すれば登録でき、不都合行為者の取扱期間も5年間とされていました。

1. で記したとおり、包括的な委託者保護策の一つとして「悪質な外務員の排除(永久追放)」が自主規制で求められたことから、無期限の採用禁止等を行えるような制度に変更するため、関係する規則等を改正し、6月1日から施行しました。

(2) 改正の概要

- ① 不都合行為者制度について
 - ・ 現行の「登録の取消し=不都合行為者」という考え方を変更した上で、二種類の不都合 行為者の類型を設けました。
 - ・ 採用又は外務員としての職務を「一級不都合行為者」は無期限に、「二級不都合行為者」 は決定の日から5年間禁止することとしました。
 - ・ 「不都合行為者」については、「外務員登録資格試験の合格」等の登録外務員の資格要 件を取り消すこととしました。
 - ・ 外務員登録資格試験の受験資格を「一級不都合行為者」は無期限に、「二級不都合行為 者」は決定の日から5年間認めないこととしました。
- ② 外務員の職務禁止措置について

現行の「登録の拒否」処分は登録外務員でない者のみを対象としていましたが、これに代わり、対象者が登録外務員であるか否かにかかわらず、5年以内で定める期間において外務員の職務を禁止する「外務員の職務禁止措置」を新たに設けました。

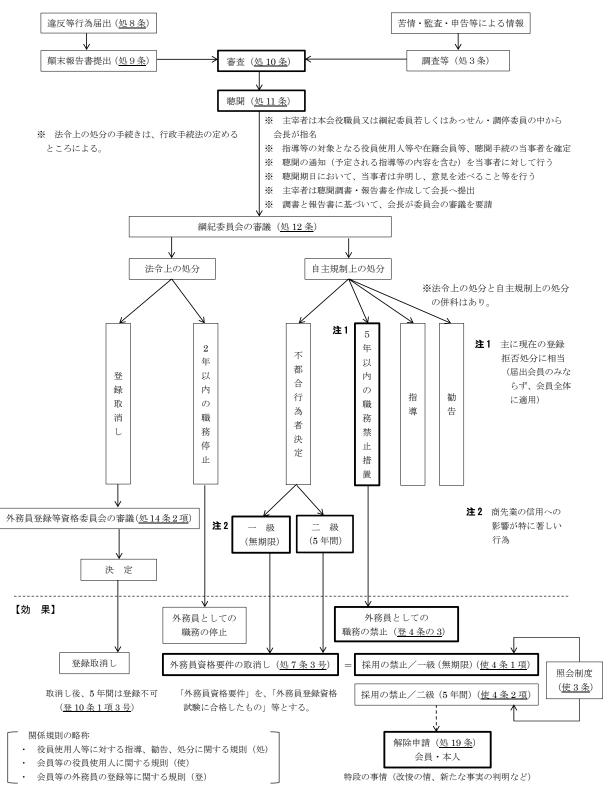
③ 処分の手続きについて

「登録の取消し」及び「2年以内の職務停止」の法令上の処分手続きは、行政手続法の定めるところによることとしました。また、自主規制上の処分手続きにおいても、行政手続法に準じた「聴聞」を実施することとしました。

※ 次頁表「不都合行為者制度の見直しに伴う手続きの流れ」も併せてご参照ください。

不都合行為者制度の見直しに伴う手続きの流れ

※太枠は新しい制度、下線は改正した規定



4. 紛争処理規程、紛争処理規程に関する細則の改正

<u>紛争処理規程及び紛争処理規程に関する細則</u>の改正については、第 131 回理事会(3 月 18 日 開催)で審議、承認されました。その後、4 月 24 日付で紛争処理規程の改正に係る主務大臣の 認可を受け、紛争処理規程に関する細則とともに同日付で施行しました。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 標準手続き期間の短縮について(紛争処理規程第11条)

紛争仲介の標準手続き期間については、平成22年4月1日にあっせん手続きと調停手続きを一段階化したことにより、「6か月以内」としましたが、その後、次の状況を踏まえ、紛争仲介の標準手続き期間を「6か月以内」から「4か月以内」に短縮することにしました。

- ① 平成11年から紛争仲介を手掛けてきたことにより、事務処理のノウハウが蓄積されたこと。
- ② 平成25年度には「4.4か月」にまで短縮されており、事務手続きの効率化を図ることにより、一層の期間短縮が可能となっていること。
- ③ 日常の電話相談による申出人からの問い合わせや、平成26年3月に実施した本会の「紛争仲介制度の利用者アンケート」においても、期間短縮を望む回答があったこと。
- ④ 証券・金融商品あっせん相談センター等他の金融ADR機関においても、「4か月」となっていること。

(2) 紛争仲介における関係資料の提出の義務化について(紛争処理規程第13条)

紛争仲介における関係資料としては、証拠書類と参考資料の2つがあります。証拠書類は、 紛争仲介の争点に対し答弁等するために証拠として提出されるものであり、参考資料は、争点 とは直接関係しないものの周辺の事情を説明するものとなっています。

次の状況を踏まえ、会員の事務処理負担を勘案し、さらに紛争仲介の処理を円滑にするため、 法、本会の規則や社内規則により、作成又は取得し保存が義務付けられているものについては、 答弁書と併せて本会に提出するよう義務付けることにしました。

- ① 証拠書類は紛争仲介の事案ごとに多種多様あるが、必要な証拠書類は概ね答弁書と同時に 提出されていること。
- ② 担当あっせん・調停委員の職権により、必要と認める資料の提出等を求めた場合も提出されていること。
- ③ 今回の省令改正において、新たに「年収・金融資産申告書」等の書面の作成及び保存が義 務付けられたこと。

(証拠書類の例)・商品デリバティブ取引勘定元帳(省令第113条第1項第2号)

- ・顧客カード(商品先物取引業務に関する規則第6条)
- ・口座設定申込書(社内規則)

(3) 紛争仲介の手続きのために提出された資料の閲覧・謄写について(紛争処理規程第33条、紛争処理規程に関する細則第17条)

紛争仲介制度利用者の利便性向上のため、閲覧・謄写申請書を新たに設け、当事者が実費を

負担することにより、紛争仲介の手続きのために提出された資料の閲覧又は謄写を行うことが できるようにしました。

(4) 成立手数料に関する規定の削除について(紛争処理規程第21条、紛争処理規程に関する細則 第11条)

紛争仲介の手数料については、紛争仲介制度の安定的な運営を図る観点から、平成22年4月1日に「申出手数料」、「期日手数料」及び「成立手数料」を設定しましたが、紛争処理件数の減少や紛争金額の小型化により、平成24年4月1日から申出人の負担する「成立手数料」を無料化しました。

この改正から2年9か月が経過し、他の金融ADR機関においても成立手数料は徴収されておらず、今後も「成立手数料」を徴収しないことが相当と考えられることから、成立手数料に係る規定を削除しました。

Ⅲ. 平成26年度(平成27年3月期)国内商品市場取引を行う会員31社の業務状況

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法 第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を 毎月提出していただいております。

本会会員である商品先物取引業者の業務形態は国内商品市場取引、外国商品市場取引及び店頭商品取引とありますが、この度、過半の会員が取り扱う国内商品市場取引¹の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、平成25年度(対象32社)と平成26年度(対象31社)の比較を行いました。

※集計方法等について

- 1. 集計は翌月 20 日までに会員各社から提出された月次報告書(省令様式第 12 号)に基づいており、 提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
- 2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

1. 売買枚数

	平成 25 年度 (平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月)	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月~平成 27 年 3 月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	48,377 千枚	46,028 千枚	▲ 4.9%
会員売買枚数(自己取引を含む)	43,571 千枚	41,929 千枚	▲ 3.8%
会員の占有率	90.1%	91.1%	_

【コメント】

- (1) 平成 26 年度は、平成 25 年度から市場全体の売買枚数で 2,349 千枚、会員売買枚数で 1,642 千枚減少していますが、それぞれの減少率は 5%未満であり、ほぼ横ばい状態と言えます。
- (2) 市場全体の売買枚数の減少ペースよりも、当業者や商社等2の減少ペースが著しいため、結果として会員売買枚数の占有率は上昇し90%を超えています。

2. 受取手数料

	平成 25 年度 (平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月)	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月~平成 27 年 3 月)	増減率
会員の受取手数料の合計	34,371 百万円	31,201 百万円	▲ 9.2%
H25 年度比 受取手数料増加会員	_	9 社	
H25 年度比 受取手数料減少会員	_	19 社	

- ※1 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。
- ※2 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成 24年 10月~平成 25年 9月、平成 25年 10月~平成 26年 9月 の額で集計した。
- ※3 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。
- ※4 受取手数料の増加又は減少会員数は、合併及び新規入会により比較ができない3社を除く28社が対象。

【コメント】

平成26年度は、平成25年度から31.7億円減少しました。

¹ 東京商品取引所の受託取引参加者及び取次者並びに大阪堂島商品取引所の受託会員及び取次業者の取引が該当します。

² 東京商品取引所の市場・一般取引参加者及び大阪堂島商品取引所の一般会員の取引が該当します。

3. 預り証拠金

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月末日現在)	平成 26 年度	増減率
会員の預り証拠金の合計	155, 385 百万円	161,557 百万円	4.0%
H25 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	-	9 社	
H25 年度比 預り証拠金±10%の範囲内	_	9 社	
H25 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	_	10 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

【コメント】

- (1) 平成 26 年度は平成 25 年度から 61.7 億円増加していますが、増加率は約 4%でほぼ横ばい 状態であると言えます。
- (2) 合併及び新規入会により比較ができない3社を除く28社を対象とした預り証拠金の増加又は減少会員数に、特段の傾向は見られませんでした。

4. 委託者数

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月末日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末日現在)	増減率
委託者数の合計	78,940 人	78,867 人	▲ 0.1%
実働委託者数	17, 192 人	17, 137 人	▲ 0.3%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	21.8%	21.7%	
H25 年度比 委託者数増加率 10%以上	_	2 社	
H25 年度比 委託者数±10%の範囲内	_	22 社	
H25 年度比 委託者数減少率 10%以上		4 社	

【コメント】

- (1) 委託者数の合計は平成 25 年度から平成 26 年度にかけて 73 人、実働委託者数も同期間に 55 人減少していますが、それぞれの増減率をみると横ばい状態と言えます。
- (2) 合併及び新規入会により比較ができない3社を除く28社を対象とした委託者数の増加又は減少会員数は、大半の会員で±10%の範囲内に収まり、大きな増減変化は見られませんでした。

5. 総評(まとめ)

- (1) 平成25年度と平成26年度を比較すると、売買枚数、預り証拠金は、ほぼ横ばい状態ですが、受取手数料については10%程度減少しています。
- (2) 売買枚数にさほど変化がないにもかかわらず受取手数料が減少した理由としては、手数料単価の安い個人によるインターネット取引や海外業者の取引の割合が増えたことが考えられます。
- (3) 委託者数も全体として横ばいでしたが、変動の大きい会員として 10%以上の増加が 2 社、減少した会員が 4 社ありました。全体の平均稼働率は 22%弱でしたが、インターネット取引を行う会員に平均よりも稼働率が低い傾向が見られました。

Ⅳ. 東京商品取引所の取組み(下)~東京ゴールドスポット100の上場

(寄稿:株式会社東京商品取引所)

東京商品取引所(東商取)は2015年5月7日、東京ゴールドスポット100(金限日取引)を上場しました。東京ゴールドスポット100は、東商取ではオプション取引(2004年5月上場)を除き、金標準取引(1982年3月上場)及び金ミニ取引(2007年7月上場)に次ぐ三番目の金の上場商品となります。

東商取において、久しぶりの新規商品の上場となる東京ゴールドスポット 100。この商品について、上場の背景、商品設計及び商品の特徴をご紹介します。



取引開始記念の打鐘セレモニー

1. 上場の背景

東商取に上場している金は、金融商品に近い商品特性により、金融商品の取引を行っている 個人投資家等にも馴染みやすい商品となっていることもあり、かねてから建玉の長期保有が可 能な実質的に期限のない商品設計に係るニーズが個人投資家等に存在しました。

このようなことから、東商取は、上場商品の拡充及び新たな投資家の参入促進を図ることを目的に、外国為替証拠金取引 (FX) に類似した商品設計で「東京ゴールドスポット 100」を上場しました。

2. 東京ゴールドスポット 100 とは

東京ゴールドスポット 100 は、金(ゴールド)の理論現物価格を取引対象とする証拠金取引で、売り買いどちらからでも取引を始めることができ、ポジションは自動的に翌営業日に持ち越される決済期限のない取引です。取引単位は 100 グラム。1 グラム当たり 1 円刻みで取引が行われます。

取引対象となる理論現物価格は、東商取の金標準取引の「1番限月」及び「6番限月」の帳入値段を用いて東商取の金のマーケットのフォワードレートを求め、そのレートを用いて、その日の1番限月の価格を納会日までの残日数相当分を現在価値に割引いて算出します。ただし、「1番限月」の納会日については、「2番限月」及び「6番限月」の帳入値段を用いてフォワードレートを算出します。

なお、理論現物価格は、東商取の WEB サイトにおいて、参考理論現物価格として相場情報とともに 5 分毎に算出・公表しています。

(参考) 東京ゴールドスポット 100 の取引要綱

項目	内容
取引の対象	純度 99.99%以上の金地金の理論現物価格
取引単位	100 グラム
価格表示と値動きの単位	1 グラム当たり 1 円刻み
	※ 1ティック当たりの損益は100円
取引時間	9:00~15:15、16:30~翌 4:00
証拠金	SPAN®証拠金
サーキットブレーカー発動基準	150 円 ※ 設定した幅外の価格で注文が対当した際
	に、一時的に取引を中断します。

3. 東京ゴールドスポット 100 の主な特徴

(1) 決済期限がないこと

東京ゴールドスポット 100 は、FX と同様、ポジションが自動的に翌営業日に持ち越されるため、決済期限がありません。個人投資家等は、手仕舞いをしない限りポジションを保有し続けることができます。このため、東京ゴールドスポット 100 は、FX 投資家にとっても馴染み易い商品であるともいえます。

(2) 資金効率の高い取引であること

東京ゴールドスポット 100 は、証拠金取引であるため、レバレッジ効果により資金効率の高い資産運用ができます。この点については、金標準取引や金ミニ取引をはじめ、他の商品先物取引と同様です。

(3) 立会外取引を利用すれば地金の受渡しが実現できること

東京ゴールドスポット 100 は、差金決済により取引を終了する商品設計をとっていますが、個人投資家の地金の受渡しニーズに対応するため、個人投資家にもEFP取引 (Exchange of Futures for Physicals) 注を利用できるようにしています。

個人投資家は、EFP 取引を利用することで、東京ゴールドスポット 100 の取引において金地金の受渡しを実現できます。EFP 取引により受渡しを希望する個人投資家は、委託先の商品先物取引業者にご相談ください。

(4) 夜間取引を行っていること

取引時間は、土日・祝日を除く $9:00\sim15:15$ 、 $16:30\sim 翌 4:00$ です。夜間取引を行っているので、海外イベント(米雇用統計の発表等)の時間帯でも機動的な取引を行うことができます。

EFP 取引は、現物取引の契約を結んだ売り方と買い方が、同一価格の先物の買いと売りの取引を立会外で成立させる取引で、東商取ではこれまで当業者を利用対象としていました。EFP 取引のメリットとしては、①価格インパクトに晒されずに同一値段で大量のポジションを建てたり、解消したりできること、②東京ゴールドスポット 100 のように受渡決済のない商品設計であっても受渡しが実現できることなどがあげられます。

(5) 税法上の扱い

- ① 申告分離課税により税率は一律20%。
 - ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、所得税額に対して 2.1%の復興 特別所得税が追加的に課税されます。
- ② 損失は3年間の繰越控除が可能。
- ③ 他の金融商品先物取引(日経 225 先物取引や FX 等)による所得との通算が可能。

4. 東京ゴールドスポット 100 の取引状況

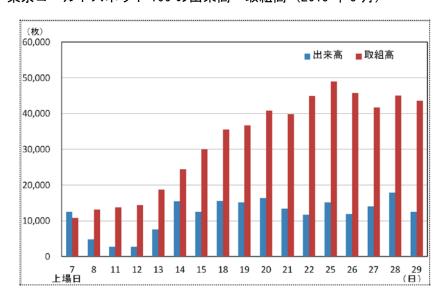
東京ゴールドスポット 100 は、2015 年 5 月 7 日に上場し、当日の午前 9 時から取引を開始しました。上場初日の出来高は、直近 10 年間で東商取が上場した商品の中では、2007 年 7 月に上場した金ミニ取引 (22,258 枚) に次ぐ 12,525 枚でした。翌日以降も、東京ゴールドスポット 100 の 1 日当たりの平均出来高は、1 万枚を超えています。

取組高については、上場初日は10,814 枚でしたが、翌日以降は右肩上がりに増加し、月末時点(2015年5月29日)では43,610 枚となりました。同月末の東京ゴールドスポット100の取組高は、金標準(96,506枚)、白金標準(65,302枚)、原油(44,995枚)に次ぐ枚数でした。このように、東京ゴールドスポット100は順調なスタートを切ることができました。

(参考) 東商取の主な上場商品と上場初日の出来高(直近10年間)

商品	上場日	出来高		
金ミニ	2007年7月17日	22, 258 枚		
白金ミニ	2008年11月10日	7,271 枚		
日経・東工取商品指数	2010年3月23日	3,041 枚		
一般大豆	2013年2月12日	2,305 枚		
とうもろこし	2013年2月12日	2,123 枚		

(参考) 東京ゴールドスポット 100 の出来高・取組高 (2015 年 5 月)



5. 東京ゴールドスポット 100 の参考情報

東商取は、市場参加者の取引の参考に資するため、東京ゴールドスポット 100 について、WEB サイト、TOCOM アプリ及び Twitter を通じて、さまざまな情報を提供しています。本稿の最後に、これらの概要についてご紹介します。

(1) 東商取の WEB サイト

①特設 WEB サイト

東商取では、東京ゴールドスポット 100 にフォーカスした特設 WEB サイトを設けています。同サイトでは、金(ゴールド)の特性、同取引の魅力、商品先物取引業者のリスト等を掲載しています。

(参考) 特設 WEB サイトのトップページ



URL: http://www.tocom.or.jp/jp/goldspot100/index.html

②取引要綱

東京ゴールドスポット 100 の取引要綱は、本稿でもご紹介していますが、詳細については東商取の WEB サイトに掲載しています。

URL: http://www.tocom.or.jp/jp/guide/youkou/gold100/index.html

③相場表及び参考理論現物価格

東京ゴールドスポット 100 は、前述のとおり理論現物価格を取引対象としていますが、 東商取の WEB サイトでは、相場表とともに参考理論現物価格を 5 分毎に公表しています

URL: http://www.tocom.or.jp/jp/souba/d_gold/index.html

(2) TOCOM アプリ (iPhone、Android)

TOCOMアプリでは、商品先物取引を知る上で重要な価格情報や商品市況、チャート、外国為替情報等を提供しています。価格情報については、東京ゴールドスポット100をはじめ、東商取に上場する全ての商品を対象としており、5分ディレイで表示しています。

なお、本アプリの詳細については、東商取のWEBサイトをご参照ください。

URL: http://www.tocom.or.jp/jp/profile/documents/tocom_app_guide2_20140701.pdf

(3) 東商取公式Twitter @tocom_pr

東商取公式 Twitter では、東商取からのお知らせ、各セミナー情報、相場情報、商品先物取引の豆知識等を発信しています。

【お問い合わせ先】

株式会社東京商品取引所 広報部

TEL : 03-3661-9191 (代表)

E-mail: p. relations@tocom. or. jp



V. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者(商先業者)の状況

	年度	商先	業者数	国内市場売買枚数	国内市場取組高	国内市場 商先業者 売買枚数	国内取引 を行う社 の外務員	手数料 収入	国内取引 苦情· 紛争仲介 直接申出
		全体	国内取 引社数	(千枚)	(千枚)	(千枚)	(人)	(百万円)	(件)
Н1	7年度	_	86	215, 489	1,514	182, 145	12, 055 223, 839		385
Н1	8年度	_	79	170, 133	1,080	141, 951	9, 678	153, 760	279
H1	9 年度	_	70	142, 141	661	114, 494	6, 926	113, 659	286
Н2	0 年度		49	92, 623	415	63, 641	4, 801	62, 128	195
Н2	1 年度	_	37	68, 518	447	44, 990	3, 511	48, 420	100
Н2	2 年度	53	33	63, 570	393	44, 654	2, 784	44, 236	55
Н2	3 年度	59	33	65, 818	394	50, 662	2, 405	46, 222	66
Н2	4 年度	56	32	56, 227	391	47, 185	2, 314	43, 174	48
Н2	5 年度	51	32	48, 377	265	43, 571	2, 308	34, 370	40
	4月	51	32	3, 150	289	2, 830	2, 258	2, 353	3
	5月	51	32	3, 014	316	2, 701	2, 411	2, 399	4
	6月	51	32	3, 386	321	3, 023	2, 403	2, 752	1
	7月	51	32	3, 474	360	3, 078	2, 384	2, 739	3
	8月	51	32	3,008	378	2, 734	2, 376	2, 307	0
	9月	51	32	3, 727	389	3, 366	2, 336	2, 393	4
	10 月	50	31	4, 954	352	4, 488	2, 315	2, 987	3
	11月	50	31	4,822	326	4, 400	2, 318	2, 999	0
	12月	50	31	4, 646	300	4, 325	2, 313	3, 224	1
	1月	50	31	4, 173	301	3, 848	2, 303	2, 630	2
	2月	50	31	3, 693	3,693 328 3,450 2,294		2, 294	2, 154	2
	3月	49	49 31 3, 981		337	3, 685	2, 277	2, 463	4
Н2	6 年度			46, 028	337	41, 929	2, 277	31, 400	27
À	前年比			95. 1%		96. 2%		91.4%	67. 5%
					に行う社の対象				

⁽注) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。

出典:商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情·紛争仲介直接申出は当協会調べ 国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成 19 年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20 年度以降は各商品取引所(月末値)

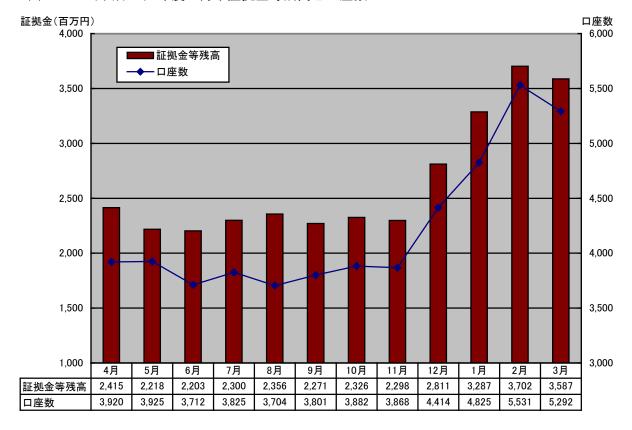
⁽注)商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。

⁽注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

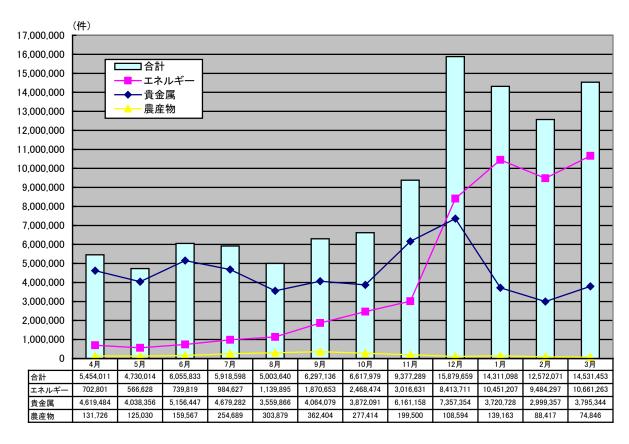
⁽注)平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

2. 店頭商品CFD取引の状況

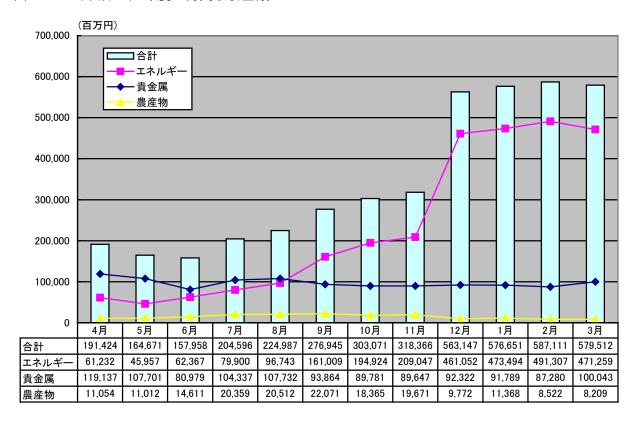
(1) 2014(平成 26)年度 月末証拠金等残高と口座数



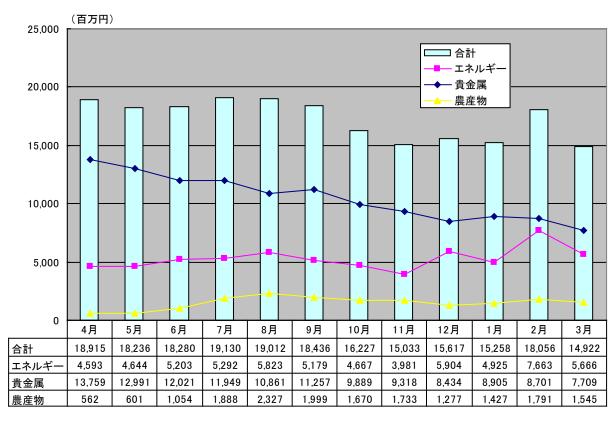
(2) 2014 (平成 26) 年度 月間取引件数



(3) 2014 (平成 26) 年度 月間取引金額



(4) 2014 (平成 26) 年度 月末取引残高



3. 平成 26 年度 相談センター 苦情・相談等受付状況

(1) 平成 26 年度の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

① 問い合わせ件数

・ 平成 26 年度の累計は 420 件(前年度は 570 件)で前年比 150 件減となっており、その内訳は、現会員等に関するもの 240 件、元会員等に関するもの 37 件、その他 143 件であった。その他のうち、海外先物等に関するもの(無許可・無登録業者に関するもの)は 4件であった。

② トラブル件数

・ 平成 26 年度の累計は 28 件(前年度は 43 件)で前年比 15 件減となっている。申出事由 で最も多かったのは「不当勧誘類型」24 件であった。

③ 苦情件数

・ 平成 26 年度の累計は 17 件(前年度は 28 件)で前年比 11 件減であった。

④ 紛争仲介件数

・ 平成 26 年度の累計は 21 件(前年度は 25 件)で前年比 4 件減となっており、そのうち 11 件が紛争仲介直接申出によるものであった。

(2) 平成26年度 問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

問い合わせ受付状況

			25年月	度						:	26年度				
	問い合わせ現会		現会員等	元会員等	その他	問い台	合わせ	現会員等	国内商品	外国商品	店頭商品	元会員等	その他	うち 海外先物等	うち F X等
4 月	86	(7)	58	4	24	35	(2)	16	9	2	5	4	15	1	4
5月	55	(6)	35	7	13	30	(3)	16	10	1	5	4	10	0	5
6月	50	(4)	28	6	16	47	(5)	29	23	2	4	3	15	0	3
7月	40	(2)	23	4	13	30	(1)	17	16	0	1	5	8	1	0
8月	55	(6)	39	3	13	23	(2)	12	12	0	0	5	6	0	1
9月	28	(3)	15	4	9	30	(3)	20	18	0	2	4	6	0	1
10 月	40	(3)	22	5	13	46	(6)	25	24	0	1	5	16	1	1
11 月	39	(4)	26	3	10	31	(2)	22	18	0	4	0	9	0	3
12 月	36	(3)	20	2	14	36	(4)	24	21	1	2	1	11	0	2
1月	42	(3)	29	5	8	43	(4)	21	18	0	3	2	20	1	3
2月	43	(2)	25	7	11	40	(4)	23	19	1	3	3	14	0	6
3月	56	(5)	40	2	14	29	(4)	15	14	0	1	1	13	0	2
合計	570	(48)	360	52	158	420	(40)	240	202	7	31	37	143	4	31

- ※ 上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。
- ※ 上記問い合わせの「元会員等」は受託業務廃止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。
- ※ 上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、口コロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

苦情 • 紛争仲介受付状況

		2 5	年度								26	年度						
	苦情 (A)	紛争仲介	うち紛争仲 介直接申出 (B)		苦情 (C)	国内商品	外国 商品	店頭 商品	うち スワップ	うち CFD 等	紛争仲介	国内商品	外国 商品	店頭 商品	うち スワップ		うち紛争仲 介直接申出 (D)	
4 月	5	4	3	8	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
5月	6	2	2	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
6月	5	1	1	6	2	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2
7月	3	3	0	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3
8月	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
9月	1	2	2	3	2	2	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	2	4
10 月	1	3	0	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	3
11 月	4	1	1	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
12 月	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
1月	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	2	2
2月	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
3月	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	4
合計	28	25	15	43	17	16	0	1	0	1	21	21	0	0	0	0	11	28

紛争の処理状況

紛争	仲介	あっせん	処 理 結 果								
申出件数	繰越件数	調停の別	解決	取下げ	打切り	処理中					
21	10	あっせん	10	3	8	10					
21	10	調停	0	0	0	10					

[※] 本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

トラブルの状況

1-22700000000											
		25年度		26年度							
	件数	/ 小 米 /-									
	it xx	うち経験者	うち未取引	件数	うち経験者	うち未取引					
4 月	8	4	1	3	1	0					
5月	8	1	1	4	2	1					
6月	6	2	0	2	2	0					
7月	3	2	1	3	0	1					
8月	2	1	0	0	0	0					
9月	3	0	0	4	2	0					
10 月	1	0	0	3	0	0					
11 月	5	2	2	0	0	0					
12 月	2	0	0	1	0	0					
1月	1	0	0	2	1	0					
2月	2	1	0	2	0	0					
3月	2	1	0	4	0	0					
合計	43	14	5	28	8	2					

^{※「}件数」の数字は、苦情と紛争仲介直接申出の合計である。

トラブルの申出事由類型別状況

申出事由		25年度		26年度				
中山争出	件 数	比率%	実会員数	件 数	比率%	実会員数		
不当勧誘類型	27	62.8%	14	24	85.7%	14		
一任売買類型	1	2.3%	1	1	3.6%	1		
無断売買類型	3	7.0%	3	2	7.1%	2		
過当売買類型								
仕切回避類型	7	16.3%	7	1	3.6%	1		
返還遅延類型								
連絡不備類型	2	4.7%	2					
その他	3	7.0%	3			·		
合 計	43	100.0%	20	28	100.0%	16		

[※] 数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。

不当勧誘類型の具体的内容

	. — ,,,,,,,	<u> </u>					
不当勧誘類型	2 5	年度	26年度				
具体的内容	件数	比率%	件数	比率%			
不招請勧誘							
執拗な勧誘	6	22.2%	8	33.3%			
迷惑電話	2	7.4%					
断定判断の提供	12	44.4%	8	33.3%			
適合性原則違反	4	14.8%	1	4.2%			
説明義務違反	2	7.4%	3	12.5%			
両建の強要	1	3.7%	3	12.5%			
その他			1	4.2%			
合 計	27	100.0%	24	100.0%			

^{※ 「}具体的内容」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

^{※「}うち経験者」の数字は、今回のトラブルの前に商品デリバティブ取引の経験のある者に係る件数である。

^{※「}申出事由分類型」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

4. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

単位:人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14, 773	5, 619	2, 487	5, 498	14, 894
平成 16 年度	14, 894	4, 872	2, 473	5, 155	14, 611
平成 17 年度	14, 611	4, 271	729	6, 827	12, 055
平成 18 年度	12, 055	2, 695	545	5, 072	9, 678
平成 19 年度	9, 678	1, 668	457	4, 420	6, 926
平成 20 年度	6, 926	980	287	3, 105	4, 801
平成 21 年度	4, 801	715	887	2, 005	3, 511

平成 22-26 年度

単位:人

	- 1 12														
	前年	前年度末外務員数 新規登録者数			登	禄更新者	f数	登	禄抹消者		当年度末外務員数				
	合計	うち国内 商品市場		合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	
平成 22 年度	3, 511	3, 511	0	314	301	0	603	603	0	1, 024	1,024	0	2, 801	2, 788	0
平成 23 年度	2, 801	2, 788	0	28, 208	388	308	218	218	0	1, 932	767	36	29, 077	2, 409	272
平成 24 年度	29, 077	2, 409	272	4, 173	403	51	173	173	0	2, 637	471	129	30, 613	2, 314	194
平成 25 年度	30, 613	2, 314	194	3, 306	388	20	193	191	0	2, 802	410	33	31, 117	2, 308	181
平成 26 年度	31, 117	2, 308	181	2, 673	344	38	200	200	0	1, 987	375	32	31, 803	2, 277	187

[※] 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ 取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 27 年度

単位:人

	前月	末外務	員数	新	規登録者	ó 数	登録	禄更新者	ó 数	登	禄抹消者	f数	当月	末外務	員数
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場		合計	うち国内 商品市場	
4月	31, 803	2, 277	187	527	17	0	22	21	0	423	50	4	31, 907	2, 244	183
5月	31, 907	2, 244	183	299	126	1	36	36	0	241	25	4	31, 965	2, 345	180
6月															
7月															
8月															
9月															
10 月															
11月															
12 月															
1月															
2月															
3月															

^{※ 「}うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成27年5月31日現在

(単位:社)

外務員	数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上		1	0
5,000名以上	10,000 名未満	2	0
1,000名以上	5,000 名未満	1	0
500 名以上	1,000 名未満	0	0
450 名以上	500 名未満	0	0
400 名以上	450 名未満	0	0
350 名以上	400 名未満	1	1
300 名以上	350 名未満	0	0
250 名以上	300 名未満	1	1
200 名以上	250 名未満	0	0
150 名以上	200 名未満	2	1
100 名以上	150 名未満	5	5
50 名以上	100 名未満	9	8
25 名以上	50 名未満	8	7
10 名以上	25 名未満	10	6
	10 名未満	8	2
合 [計	48	31
外務員総	数(名)	31, 785	2, 345

注)登録外務員数1,000名以上の4社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5社) の外務員数は 29,239 名であり、全体の 92.0% となっている。

6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成27年5月31日現在

(単位:社)

10 名以上	1(165 名)
10 名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	180

7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について(リンク先)

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係 団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

<u>| 株東京商品取引所</u>(「相場情報」または「ヒストリカルデータ」) http://www.tocom.or.jp/jp/ 大阪堂島商品取引所(「相場情報」) http://www.ode.or.jp/

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 <u>業界統計データ</u> http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html ㈱日本商品清算機構 <u>統計資料等</u>(出来高速報等) http://www.jcch.co.jp/b/b08.html 日本商品委託者保護基金 <u>委託者資産保全措置の状況</u> http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm

(3) (一般向け) 先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト ㈱東京商品取引所(<u>先物・オプション入門</u>)http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi 大阪堂島商品取引所(「<u>商品先物取引ガイド</u>」) http://www.ode.or.jp/ 日本商品先物振興協会(<u>取引をなさる方へ</u>) http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1 // (産業界の皆様へ) http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6



事務所を移転しました

前号でご案内いたしましたとおり、本会の事務所は、3月30日(月)に東京商品取引所ビル6階に移転いたしました。

振り返れば、日商協ビルディング(東京都中央区日本橋小網町9-4)では、社団法人時代の平成9年3月31日に蛎殻町Fビルから移転して以来、ちょうど18年、当地で業務を行いました。

新事務所には、オーナーである㈱東京商品取引所のほか、㈱日本商品清算機構、日本商品先物 振興協会などの業界団体も入居し、横のつながりを通じて一層の業務効率の向上を望むことがで きます。

このような環境の下、役職員一同、気持ちも新たに引き続き業務の充実を図り、会員の皆様からの一層のご期待に沿えるよう努めてまいる所存でございます。

今後とも倍旧のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新事務所住所】

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-1 0-7 (東京商品取引所ビル 6 階)



THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

※移転に際し多くのお花をいただきました。ありがとうございました。

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

2 03-3664-4731

URL https://www.nisshokyo.or.jp